

市第 88 号議案 西区みなとみらい五丁目所在市有土地の処分について

1 提案理由

西区みなとみらい五丁目所在の本市所有の土地（約 1.3ha）を処分（売払い）したいので、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により提案します。

2 土地の表示

所 在：西区みなとみらい五丁目 1 番の 16 から 1 番の 32 まで、1 番の 45、
1 番の 46 及び 1 番の 62

（計 20 筆 みなとみらい 21 中央地区 54 街区として開発事業者公募を実施）

地 目：宅地

地 積：13,503.78 m²

金 額：10,773,763,789 円

単 価：797,833 円

（土地の一部で土壌汚染対策が必要なため、公募時価格から対策費用相当額を控除）

3 公募事業の概要

本市では、みなとみらい 21 事業において、多様な都市機能による魅力と活気に満ちた街づくりを進めています。

当該土地については、立地特性を生かした横浜の「都市ブランド」の向上に資する魅力のある提案を募るため、平成 27 年 8 月から 12 月までの間、開発事業者公募を実施し、1 件の提案を審査した結果、平成 28 年 3 月に事務所（賃貸オフィスビル）の新設を提案した清水建設株式会社を事業予定者として決定しました。

その後、事業予定者とは、開発の基本方針や施設計画等を定める基本計画協定の締結に向けて協議を重ねるとともに、6 月には土地売買仮契約を締結しました。

【参考】事業予定者決定時における事業概要

事業予定者：清水建設株式会社（東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号）
事業概要：事務所（賃貸オフィスビル）の新設
施設概要：延床面積：101,056 m²、高さ 100.15m（地上 18 階）
フロア構成：1階 店舗、2階 エントランスホール・カンファレンススペース・店舗、3～18 階 事務所
今後のスケジュール（予定）：平成 29 年 7 月着工、平成 32 年 2 月しゅん工
※ S P C（特別目的会社）の設立も想定

4 土地売買契約締結に向けたスケジュール

本議案議決後、基本計画協定を締結した上で、土地売買契約を締結します。

(参考) 処分予定地 位置図

